



平成 28 年 8 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社アサツー ディ・ケイ
 代表者名 代表取締役社長 植野 伸一
 (コード番号：9747、東証第 1 部)
 問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香
 (TEL. 03-6830-3855)

株式会社ゴンゾ株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社アサツー ディ・ケイ (以下「公開買付者」といいます。) は、平成 28 年 7 月 14 日付で株式会社ゴンゾ (以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) による公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決定し、平成 28 年 7 月 15 日より本公開買付けを実施してまいりましたが、本公開買付けが平成 28 年 8 月 22 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社アサツー ディ・ケイ
 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号

(2) 対象者の名称

株式会社ゴンゾ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
232, 662 株	188, 458 株	一株

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の総数が買付予定数の下限 (188, 458 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (188, 458 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は対象者が平成 28 年 6 月 28 日に提出した第 17 期有価証券報告書 (以下「本有価証券報告書」といいます。) に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (233, 743 株) に本有価証券報告書に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者の新株予約権 1, 169 個 (対象者によれば、公開買付け届出書提出日現在までに全て行使されたとのことです。かかる新株予約権の行使については、対象者の履歴事項全部証明書によっても確認しております。) の目的となる対象者株式の数 (1, 169 株) を加えた株式数 (234, 912 株) から本公開買付けに応募しない旨の同意を得ている石川真一郎氏の所有株式のう

ちの 2,250 株（以下「不応募対象株式」といいます。）を控除した数を記載しております。なお、本有価証券報告書に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者の所有する自己株式数は 0 株です。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 28 年 7 月 15 日（金曜日）から平成 28 年 8 月 22 日（月曜日）まで（25 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は平成 28 年 8 月 29 日（月曜日）まで（30 営業日）となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 26,819 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数が買付予定数の下限（188,458 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（197,227 株）が買付予定数の下限（188,458 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 28 年 8 月 23 日に報道機関に公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	197,227 (株)	197,227 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合 計	197,227	197,227
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,599 個	(買付け等前における株券等所有割合 1.96%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	197,227 個	(買付け等後における株券等所有割合 83.96%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,250 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.96%)
対象者の総株主の議決権の数	233,743 個	

(注1)「対象者の総株主の議決権の数」は、本有価証券報告書に記載された平成28年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者株式の全て（但し、不応募対象株式を除きます。）を本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本有価証券報告書に記載された平成28年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（233,743株）に、本有価証券報告書に記載された平成28年3月31日現在の対象者の新株予約権1,169個（対象者によれば、公開買付け届出書提出日現在までに全て行使されたとのことです。かかる新株予約権の行使については、対象者の履歴事項全部証明書によっても確認しております。）の目的となる対象者株式の数（1,169株）を加えた株式数（234,912株）に係る議決権の数を分母として計算しております。

(注2)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成28年9月28日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付け代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いいたします。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。具体的には、公開買付者は、必要に応じて公開買付け代理人を通じて(i)公開買付け期間終了後直ちに応募株券等の総数を確定し、本公開買付けによる買付け等の対象となる株券等に係る「株式名義書換請求書」（応募株主等の請求により対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「株主名簿管理人」といいます。）から発行される株主の所有株式数等を証明する「株式残高証明書」又は「株式残高通知書」と称する書面（以下「所有株式数等証明書」といいます。）に記載されている株主名及び

住所を記載の上、届出印を押印した（届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印を、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書（交付日から6ヶ月以内の原本。なお、当該印鑑証明書と対象者の株主名簿に記載された住所・氏名が一致している必要があります。）を添付した）もの（以下「その他応募書類」といいます。))を、対象者の株主名簿管理人に対して交付し、(ii)株主名簿管理人から、当該名義書換が完了した旨の通知を受けて、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を確認した後、(iii)名義書換が完了した応募株主等を対象として、上記「② 決済の開始日」に記載の日に決済を開始します。なお、応募株主等が公開買付代理人に提出した「公開買付応募申込書」、「所有株式数等証明書」及び「その他応募書類」に不備があり、上記「② 決済の開始日」に記載の日までに株主名簿管理人にて名義書換の完了が確認できない場合には、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行わないため、当該応募株主等を対象とした決済は開始されません。また、応募株主等から公開買付者に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る権利が移転する時点（上記(ii)の名義書換が完了した時点）と応募株主等に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る売却代金の支払いが開始される時点との間に、一定の時間を要する可能性があります。対象者が非上場会社であり、かつ株券発行会社ではないことに伴い必要となる事務処理に要する時間に起因するものです。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が平成28年7月14日付で公表した「株式会社ゴンゾ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社アサツー ディ・ケイ

(東京都港区虎ノ門一丁目23番1号)

以 上